

自治体向け説明会での質問について

令和6年1月12日現在
※赤字は追加の回答

	質問	回答	
実施主体	実行委員会等	募集要項21ページに記載のある、審査及び審査結果について、文化財保存活用地域計画や文化観光推進法に基づく計画の認定を受けた団体を優先採択するとあるが、この認定を受けた団体とは、どの段階での認定か。令和6年度中に認定を予定している団体は含まれないのか。	令和5年度中及び令和6年度前期に認定を予定している市区町村の補助事業者を含みます。
補助対象	補助の上限・下限について	補助対象経費の上限は1,000万円だが、下限もあるか。	補助対象経費の下限は設けておりません。少額でも申請可能です。
	補助の上限・下限について	国指定の重要無形民俗文化財に関しては対象外ということだが、新調・修復等の事業費が30万程度(200万円未満)の場合でも対象外か。	国の指定・登録を受けている民俗文化財は、金額の大きさにかかわらず原則対象外となります。用具等整備事業及び後継者養成事業に応募する場合は、担当である文化庁文化財第一課の了承を得たうえで、要望してください。
	補助の上限・下限について	「国指定」の事業も対象になるか。対象になる場合は、両方とも条件は同じか。	
	補助の上限・下限について	2団体での保存会で実行委員会等(補助事業者)を立ち上げて申請する場合、それぞれの保存会での限度額が1,000万円なのか、1つの実行委員会で限度額1,000万円内の申請(按分)となるのか。	補助対象経費の上限は、1市町村(1実行委員会等)あたり1,000万円となります。
補助対象	用具等整備事業について	複数年度にまたがって修理を行うことは可能か。	本事業は単年度事業ですので、各修理は年度内に完了させる必要があります。複数年にわたる修繕を予定している場合、例えば、山車の修繕を行うために、1年目は屋根、2年目は車輪と毎年申請いただくことは可能であり、申請可能年数の制限は設けていません。
	用具等整備事業について	年度を越えて申込み申請する場合、最大で何年間申請可能か。	
	用具等整備事業について	様式3-1事業計画書について、修理対象用具欄中、「来歴」の項目があるが、戦前からの来歴の物しか対象とならないのか。	本補助金では、概ね戦前に始まった伝統行事等に関する事業が補助対象としています。来歴の浅い用具の修理については、審査会にて補助対象となるかを判断します。
	用具等整備事業について	材質変更は補助対象となるか。	古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調を対象としています。
補助対象	用具等整備事業について	市の補助金を利用して修復を予定している用具があり、修復にあたっては市の補助額を除いて一部保存会の経費負担が発生するが、その負担分について、今回の補助事業の補助対象経費として認められるか。	補助対象経費として申請することは可能です。なお、市の補助金についても補助対象経費の自己負担に計上することは可能です。
	用具等整備事業について	今回の補助事業では、「用具等整備事業」、「後継者養成事業」、「記録作成・情報整備事業」のすべてを行う必要はあるか。担い手不足を克服する計画があることが条件とのことだが、「用具等整備事業」のみの補助金申請できるか。	可能です。ただし、用具の修理・新調を行う場合は、後継者養成や修理現場の公開等、他の取組(自主事業等も含む)を併せて実施するよう努めてください。
内部支出	以前保存会の構成員として活躍していた方が引退して、現在保存会の構成員になっていない方が、講師として後継者の育成に携わってもらった場合に、この方に支払う謝金は内部支出にあたらぬという解釈でよいか。	実行委員会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する支払いでなければ内部支出には該当しません。	

		質問	回答
	振込手数料	委託料などの外部への支払の際の振込手数料は対象経費となるのか。	補助対象期間内に発生した振込みに係る手数料のみが対象となりますので御注意ください。募集案内25ページ※2のパターンの場合は補助対象期間外の振込みとなり、補助対象外となります。
添付書類	様式3-2について	様式3-2、2(3)基盤整備に要する費用について、「基盤整備」の定義がほしい。例えば、本補助金の対象にならない用具修理が必要であれば、費用として計上してよいか。	「基盤整備」とは、伝統行事等を実施するためにかせない人材の養成や用具の修理などを行うことを指しております。本補助金の対象とならない後継者養成や用具等整備にかかる取組も費用として計上してください。
		様式3-2で記載する「地域伝統行事等のための取組」は、保存会が所属する連合ごとに実施する取組をもとに作成したものでも結構でしょうか。	様式3-2は事業を実施する各保存会等ごとに作成が必要です。複数の保存会連合で実施している取組がある場合も、各保存会ごとに様式3-2に記載ください。
		「継承のための取組」の参加者数について、参加者数とは、来場者数のことか。	ここで言う「参加者」とは、来場者を含めず、伝統行事等の運営に参加した者を指します。例えば、山車の曳手やボランティア、運営スタッフ等です。
		保存会員が町内会員(地域住民全員)であった場合、現在の会員数と目標数は同数となるが、よいか。	現在の町内会の人数で継承が問題なく出来ている場合は、現在の会員数と目標数が同数となっても問題ありません。
		伝統行事等名:〇〇の書き方について、伝統行事等の「等」に民俗芸能は含まれているか。	民俗芸能も含まれます。
		様式3-2における、資金・担い手の目標を達成できなかった場合、ペナルティはあるか。	募集案内38ページ Q25に記載のとおり、合理的な理由なく取組を行っていなかったことが明らかな場合、次年度以降の本事業について、採択の際の判断材料とします。
		指導書(様式任意)について、作成方法・内容は昨年度と同様と考えてよいか。	指導書の作成方法・記載内容は、昨年度と変更ありません。用具の修理・新調に係る仕様内容について、学識経験者等の専門家に受けた指導内容を書面にして提出してください。記載内容の詳細は、募集案内の19ページ「(2)交付要望書等の必要書類」を参照してください。
		指導書について、作成者(専門家)の捺印は必要か。日付、肩書・氏名、指導内容、破損状況、修理方法(材料・工法等)等必要な情報を記載いただければ問題ありません。	
		様式4の添付書類に実行委員会等及び構成団体の名簿とあるが、構成団体である各保存会ごとに全ての会員名が記載された名簿の提出が必須となるか。	実行委員会等(補助の対象となる者)及びその構成団体の定款又はそれらに類する規約及び構成名簿が必須となります。構成団体である保存会ごとの構成名簿も必要です。
		修繕を受ける際に必要となる指導について、意見書ももらうのは現状を判断できる業者でもよいのか。	専門家とは、自治体の文化審議会委員、民俗文化財に関係する大学教授、学芸員等です。業者(ただし、祭屋台等政策修理技術者会員等の選定保存技術保存団体は除く。)は含まれません。また、指導を受けた業者等への業務の発注は認められません。
		専門家からの指導書(様式任意)について、ご意見を伺う専門家の方は一人でもよいのか。	当補助金の指導書に関しては一人でも問題ありません。
		「自治体の文化審議会委員、民俗文化財等に関する大学教授、学芸員等」とあるが、ここにある「学芸員」は「民俗文化財等に関する」者である必要があるか。	対象となる文化財に対する専門的な知識があり、仕様内容について指導・助言を行える者である必要があります。
補助事業について		関連事業としてご説明のあった、令和5年度補正予算事業「人口減少の影響を受ける地域伝統行事等支援事業」につきまして、「当初予算事業か、補正予算事業か、いずれかのみ申請可能」という趣旨のお話でしたが、これは令和6年度「地域文化財総合総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)」への申請と、令和5年度補正予算事業の両方に申請することは不可、という意味か。その場合、事業内容が異なっても不可、という理解になるか。	令和5年度補正予算「人口減少の影響を受ける地域伝統行事等支援事業」が成立しましたが、令和6年度「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」と本格的には同じ事業内容です。ただし、補正予算であることから、今年度中に実施する事業が対象となります。また、令和6年度当初予算事業と令和5年度補正予算事業の重複応募は不可としています。すなわち1地方自治体において当初予算事業か補正予算事業かのいずれか1件の応募になります。
		令和5年度補正予算「人口減少の影響を受ける地域伝統行事等支援事業」につきまして、「当初予算と補正の両方に応募はできない」と説明があったが、この当初予算は令和5年度か令和6年度、どちらのことか。令和5年度にすでに申請している実行委員会は、令和5年度補正で出せないということか。もしくは、今回ご説明のあった令和6年度と、令和5年度補正は同時に出せないということか。	

		質問	回答
その他		補助対象経費15%相当額の自己負担額に地方公共団体の補助金を充てることは可能か。	可能です。募集案内45ページ、様式2-2の収支予算書、収入の部の最上段に、本事業以外の補助金を記載してください。
		令和5年度からの【主な変更点】にある「伝統行事等を継承するため、担い手や資金の不足を克服する取組を、補助事業以外で行う計画があること」とあるが、「補助事業以外で行う計画」の具体例を教えてください。	ここで言う「補助事業以外で行う計画」とは、様式3-2「地域伝統行事等の継承のための取組」の取組内容欄に記載いただくものです。地域伝統行事等を次代に継承するために保存会が自主的に取り組んでいく内容を記載してください。具体的な取組内容については、募集案内の49ページの記載例を参照してください。
	事業の取り止めについて	募集案内に「交付要望書に記載されていない事業や経費の追加、事業内容の大幅な変更は認められない」とあるが、補助率が85%を下回ったなどの事情がある場合、内容を変更(減額)することや、辞退することは可能か。	採択額が交付要望額より減額となったため、一部事業を取り止めることや申請を辞退することは可能です。
	会計処理関係	補助金の支払口座の名義は申請する「実行委員会」名義である必要があるか。実行委員会に所属する一団体の名義では不可か。 実行委員会の銀行口座名義は委員長名でなければいけないか。会計名、事務局長名等の名義は認められるのか。	原則、実行委員会名義の口座開設が必要です。 実行委員会の口座名義は、会計名、事務局長名などでも構いませんが、その方が実行委員会に属していることがわかる名簿等をあわせて提出してください。